

35211

山口県

長門市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
① 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得価格 製造業・旅館業 500 万円以上 ※資本金額 5,000 万円超～1 億円以下の法人 1,000 万円以上 資本金額が 1 億円超の法人 2,000 万円以上 情報サービス業等・農林水産物等販売業 500 万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 24 条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1 億円以上 ② 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税(土地・家屋・構築物が対象)	3年度間

中小企業等経営強化法に基づく、「認定先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置(160 万円以上) 測定工具及び検査工具(30 万円以上) 器具備品(30 万円以上) 建物附属設備(60 万円以上)	—	①計画に 1.5% の賃上げ目標を盛り込んだ場合 課税標準 1/2	固定資産税の一定割合	①3年度間
		②計画に 3.0% の賃上げ目標を盛り込んだ場合 課税標準額 1/4 (中小企業等経営強化法)		②5 年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長門市企業立地促進条例	H27.9 (R3.12 改正) (R5.3 改正)	市内において新增設を行なう事業所で、次のいずれにも該当すること ①投下固定資産総額が1億円(中小企業者にあつては 5,000 万円、市内中小企業者にあつては 3,000 万円)以上であること ②新たに増員する雇用者のうち市内に住所を有する者が5人(中小企業者にあつては3人)以上であること ③市税(料)の滞納がないこと 【対象となる業種】 耕種農業(植物工場に限る) 定置網漁業、水産養殖業、製造業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	企業立地奨励金 ①投下固定資産総額の対象となった固定資産のうち、規則で定めるものに係る固定資産税の額に相当する額 ②事業所の事業開始日以降最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から6年間 ③ただし、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例、長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例、長門市税条例に規定する生産性向上特別措置法の課税の特例、長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例による固定資産税の課税免除を受けることが出来る場合にあつては、固定資産税課税免除の最終年度の翌年度から3年度間の期間 ④6年度間の奨励金の合計額が1億円を超え

		く)、学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、旅館・ホテル業、飲食店、コールセンター業	るときは1億円を限度とする ⑤事業に関連する施設とは、事務所、倉庫、及び従業員寮をいう
長門市サテライトオフィストライアル補助金交付要綱	R4.6 (R5.10 改正)	サテライトオフィストライアル事業を行う企業等で、次のいずれにも該当すること ① 市外に主たる事務所を有する法人又は個人であって、申請時点において1年以上事業を継続して営んでいること。 ② 日本標準産業分類における大分類により情報通信業を行う者又はサテライトオフィス誘致によって地域の活力創出が見込まれるものと市長が認める者。 ③ 市内で開設を検討しているサテライトオフィスで主として行う業務は、次のいずれかに該当するものであること。 ア. 総務部門等、本社機能の一部を行う業務 イ. 情報システム等の開発・運営・管理等を行う業務 ウ. 各種設計、デザイン、編集等を行う業務 エ. e ビジネス、e ラーニング等インターネットを活用した業務 オ. 新製品の研究開発等を行う業務 カ. アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務 ④ 次のいずれにも該当しないこと。 ア. 市内に、支社、営業所、工場その他これらに類する事業所を設置している。 イ. 代表者又は役員が長門市暴力団排除条例(平成 23 年	長門市サテライトオフィス補助金 次のいずれについても、補助率 1/2、開設までの 1 回とする ○交通費（公共交通料金） 上限 25,000 円／人 ※1 社あたり最大 4 人まで ○宿泊費 上限 5,000 円／日 ※1 人あたり最大 4 日まで ○使用料（ワークスペース使用料） 上限 2,000 円／日 ※1 社あたり 1 日 4 人、最大 5 日まで ○賃借料（車の借上げに係る経費） 上限 8,000 円 【備考】 ※ワークスペースは、市が別に示すものとする。 ※開設決定とは、市と企業等が締結する進出協定、サテライトオフィス開設の対外的表明その他サテライトオフィス開設の意思決定がなされたと認められる事項をいう。

		長門市条例第 14 号) 第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業 エ. 宗教活動又は政治活動を目的とする事業 オ. 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者 ⑤ 対象経費について、他の補助金を受けていないこと。	
長門市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱	R4. 10 (R5. 5 改正)	この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) 本社が市外に所在する法人事業者又は市外に事業所等を有する個人事業者であること。 (2) 情報関連企業等又は市長がサテライトオフィス等誘致によって地域の活力創出が見込まれるものと認める者であること。 (3) 市内に、支社、営業所、工場その他これらに類する事業所を有さず、かつ、1 年以上同種の事業等を営んでいること。 (4) 企業等が個人事業者の場合は、過去 3 年間の平均年間所得が 600 万円以上であるか、その所得が見込まれること。 (5) 第 9 条第 1 項に規定する補助金の交付決定に市長が付す条件について、誓約すること。 (6) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 国税又は地方税の滞納がある	■対象経費・補助率・適用期間等 ○オフィス整備 1,500 千円以上の施設整備費(建屋等の改修費、備品購入費、通信回線設置費、不動産仲介手数料及び礼金等) 補助率：2/3 以内 補助限度額 25,000 千円 適用期間：開設決定から本格操業開始半年以内 ○オフィス運営 補助率：2/3 以内 適用期間：操業開始から 5 年以内 ①不動産賃借料(家賃・駐車場等) 3 年目まで 年 1,200 千円 4 年目 年 600 千円 5 年目 年 300 千円 ②通信回線使用料 3 年目まで 年 2,000 千円 4 年目 年 1,000 千円 5 年目 年 500 千円 ③通信機器等リース料 3 年目まで 年 500 千円 4 年目 年 250 千円

		者 イ 代表者又は役員が長門市暴力団排除条例(平成 23 年長門市条例第 14 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者 エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者 オ 法令又は公序良俗に反すると認められる行為を行う者	5 年目 年 120 千円
--	--	--	---------------